

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月24日（金）午後1時30分から午後4時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

4. 欠席委員 大貫 勇一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 農地利用集積（案）について
(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)
議案第6号 農地利用集積（案）について
(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)
議案第7号 農地利用配分計画（案）について

6. 農地利用最適化推進委員 14名

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁
事務局次長 根岸 紀夫
主任 高見 直輝 (書記)

8. 会議の概要

議 長	ただ今から、1月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	10番 濱野一郎委員、11番 金子重弥委員のご両人をお願いします。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
	いたします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号18号では、申請農地は、譲受人の住宅から
	近く、現在耕作している農地に隣接していることで、とても利便性
	が良いとのこと。今後は、一緒に耕作していくことから今回、
	所有権の売買を行うものです。また、各号とも申請の事由は、農業
	経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、
	通作距離、耕作状況等について確認したところ問題がないと思われ
	ます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないこ
	とから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
8番	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	受付番号18号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付
	書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農
	地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に
	転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に

	迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
推進委員	売買金額はいくらか。
事務局	1反当たり、70万円となっています。
	(発言なし)
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。
(議案第2号)	ただいま議題となっている議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
	引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号19号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号19号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。なお、「第2種農地」は原則不許可となりますが、受付番号19号では、申請農地は、東側に国道122号線が通り、西側には既存の太陽場施設が建ち並んでおり、農地の広がりがない場所となっています。周辺には、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
1番	受付番号19号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在農業、そしてアルバイトにて生計をたてております。家族は妻、子供2人、母と5人家族で仲良く暮らしております。近年は健康寿命の伸びに併せて、平均寿命も大きく伸びておりますが、一方で、公的年金の伸びは期待できず、景気によって支給額も減る方向となっております。今後の将来の生活設計を考えてみますと、厳しいものがあると考えるところです。このような中、以前知人の紹介をいただき、安定収入が図れる太陽光発電事業をすでにやっておりますが、更なる安定収入を図るため2ヶ所目を事業化し、今回の申請に至った次第です。申請地は西側に太陽光発電所が既設であり、北側には資材置場、南側近隣にはガス会社等があり一帯は混在地であります。転用に当たっては、附近の農地、宅地等に被害を及ぼさない様最新の注意を払います。上記事情をご理解頂き、よろしくご配慮下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
推進委員	<p>工事費はいくらか。</p>
事務局	<p>1,000万円となっております。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。</p>
(議案第3号)	<p>ただいま議題となっている議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p> <p>引き続き、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号20号から31号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、受付番号20号から24号、26号から28号及び30号、31号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号25号及び29号の農地の区分については、生産</p>

力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地
で「第1種農地」と判断しました。なお、「第1種農地、第2種
農地」は原則不許可となりますが、受付番号20号では、自己用
住宅を設けるものです。譲受人は、現在、加須市のマンションで
妻、子の3人で暮らしています。子どもも大きくなり、今の住ま
いでは手狭になっていることから、十分な広さを確保できる住宅
の建築を考えていました。申請農地の東側には須影小学校があり、
近くには、南羽生駅や大型ショッピングモールもあることから、
とても住環境の整った場所とのことです。このことから、自己用
住宅の建築を考えたところ、譲渡人の了解も得られたことから、
申請するものです。受付番号21号から24号、27号、28号、
30号、31号では、太陽光発電施設を設けるものです。21号
では、譲受人は、東京都国分寺市に事務所を置き、平成27年か
ら主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺に
は、すでに太陽光発電施設が建ち並んでおり、日光を遮る高い建
物がないことから、施設の設置を考えたところ、地権者の了解を
得られたことから、今回、申請するものです。22号、24号及
び31号では、譲受人が同一のため、一括して説明いたします。
譲受人は、東京都豊島区に事務所を置き、平成25年から主に太
陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、三つの案件と
も、農地の広がりがなく、集積の困難な場所となっています。ま
た、周辺は、すでに太陽光発電施設が建ち並び、日光を遮る高い
建物がなく、好立地とのことです。このことから、施設の設置を
考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、申請する
ものです。23号及び27号では、譲受人が同一のため、一括し
て説明いたします。譲受人は、栃木県佐野市在住の個人の方です。
譲受人は、CO2削減のための環境問題解決の観点から、以前にも
太陽光発電施設を設置しております(30.10許可済)。今回、新
たな施設を考え、設置場所を探していたところ、二つの案件とも、
申請農地は、農地の広がりがなく、集積が難しい場所で、また、
周辺は、すでに太陽光発電施設が建ち並び、日光を遮る高い建物
がないことで好立地とのことです。このことから、太陽光発電施
設の設置を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、
申請するものです。28号では、譲受人は、茨城県水戸市に在住
の個人の方です。譲受人は、再生可能エネルギーである太陽光発
電に興味があり、また、今後の安定収入も考え、施設の設置でき
る場所を探していました。申請農地は、現在、休耕地で、集積が

できる広さもなく、また、周辺は、すでに、太陽光発電施設が建ち並び、日光を遮る高い建物が無いことで、好立地とのことです。
このことから、太陽光発電施設の設置を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、申請するものです。30号では、
譲受人は、栃木県佐野市に事務所を置き、令和元年5月から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺がすでに、太陽光発電施設で建ち並び、日光を遮る高い建物が無いことから、好立地とのことです。このことから、太陽光発電施設の設置を考えたところ、譲渡人の了解を得られ、今回、申請するものです。なお、すべての施設で、周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとしています。受付番号25号では、譲受人は、市内に事務所を置き、平成22年から主に古物商を行っている法人です。
現在、事業も順調に推移し、事業所敷地内において、物品等の保管倉庫の新設を考えているとのことです。このことから、敷地内駐車場がなくなってしまい、新たな駐車場を探していたとのことです。申請農地は、事務所のすぐ北側に位置しており、とても利便性が良いことから、今回、駐車場敷として申請するものです。
受付番号26号では、譲受人は、市内に事務所を置き、平成3年から主に一般・産業廃棄物処理業を行っている法人です。申請農地は、昨年、新設した廃棄物処理施設に隣接している場所でも利便性が良く、作業員の詰め所の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、作業所敷拡張として申請するものです。なお、申請農地は、農用区域（通称：青地）にあることで、令和元年10月30日に、農用区域からの除外の許可を受けております。受付番号29号では、譲受人は、川口市に事務所を置き、平成3年から主に土木工事業を行っている法人です。
申請農地は、現在、田として活用していますが、畑地化を行い、久喜市菖蒲町で農業経営を行っている法人が農地中間管理機構を活用して、イタリアン野菜やハーブ苗を作付けする予定となっております。（11月農業委員会で申請した場所の北側になります。）
今回、稲作から高収益作物の耕作を目指した、農地改良としての一時転用を行うものです。羽生市では、この地域（約24ha）を「農業を活かした観光・交流拠点」にするとともに、農業の担い手を育成していくものとして「高収益作物への転換モデル拠点」と位置付けをしている地域となっています。このことから、今回、高収益作物の耕作を目指した、農地改良として一時転用の申請を

	<p>行うものです。 また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えています。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
事務局	<p>受付番号20号について調査報告いたします。</p>
	<p>9番 大貫委員ですが、急遽欠席となりましたため、事務局で調査内容を大貫委員より確認しておりますので、報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、加須市のマンションにて生活しておりますが、子供も大きくなり現在の住まいでは手狭となってきたため今後の生活のことを考え、十分な広さの住居を構えたいと思っておりました。私の勤め先が、 に勤務しているため、羽生市内で通勤に便利な土地を探しておりましたところ、羽生市大字須影地内の土地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば職場までも近くまた、学校や大型スーパーも近くにあり、安心して生活していけると思っております。ぜひこちらの土地に住宅を建てたいと思っておりますので何卒、ご許可願いたく宜しく願いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1番	<p>受付番号21号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成27年9月に設立し、時代に即応した再生可能エネルギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、当羽生市内において事業を展開しております。可様な次第で、地域の皆様と交流を図って、地元地権者の皆様から高齢化が著しく、後継者がおりません。このままでは将来荒れ放題となり、耕作放棄地になってしまい、採算性も悪いので、相談を持ちかけられ、ぜひ太陽光発電所を設置してくださいと懇願された次第です。可様な次第で、申請地を賃借して活用するため、太陽光発電所を竣工し、再生可能エネルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電</p>

	<p>力費の効率的運用をはかり、当社として拡張し、更に導入をはかり、太陽光発電事業者として、地域の皆様と、ともども貢献をはかるものです。また、20年間の安定した売電向上や環境貢献企業として、会社のイメージ向上、社会的責任も果たすものです。転用に当たっては、附近の農地、宅地等に被害等を及ぼさない様、最新の注意を払います。申請地一帯は、旧小須賀地区の集落を形成している混在地であり、休耕地、耕作放棄地も多数みられますが、当社が連系している会社が、すでに供給開始した発電所が隣接地にあり、効率もよく、これらの転用によって、近隣の人達からも安心、安全に暮らせるのでよかったとのお話もたくさんいただいております。上記により、企業評価も高め、社員環境意義も向上し、再生エネルギーの活用、導入量拡充、拡大により、エネルギー安全供給の確保、地球温暖化への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号22号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>本案件にかかる土地については、立地面や周囲の環境面から太陽光発電事業を行うに適した環境であり、シミュレーションからも投資回収可能であることが推定されている。太陽区発電は売電価格が下がっており、農地以外の土地を活用した事業は、成立しなくなっている。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号23号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>本案件にかかる土地については、立地面や周囲の環境面から太陽光発電事業を行うに適した環境であり、シミュレーションからも投資回収可能であることが推定されている。太陽区発電は売電価格が下</p>

	<p>がっており、農地以外の土地を活用した事業は、成立しなくなっている。</p>
5番	<p>受付番号24号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>本案件にかかる土地については、立地面や周囲の環境面から太陽光発電事業を行うに適した環境であり、シミュレーションからも投資回収可能であることが推定されている。太陽区発電は売電価格が下がっており、農地以外の土地を活用した事業は、成立しなくなっている。</p>
5番	<p>受付番号25号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>現在、羽生市 〇〇〇〇にて物品の販売・買取等の事業を行っておりますが、現在の倉庫では足りなくなってきたため、倉庫の増設を計画しております。それに伴い、現在の本社敷地内の駐車スペースがなくなってしまうため、また現在の契約駐車場が本社から離れており、従業員数も増やしていく計画のため、近くに駐車場として利用できる土地を探しておりました。今回、本社のすぐ裏の土地を譲っていただけることになったため、こちらの土地を駐車場として利用させていただきたいと思っております。こちらの土地では、駐車スペースとして40台前後を計画しており駐車場をこちらに移すことが出来れば、本社のすぐ近くということもあり非常に便利になるため、是非ともこちらに駐車場を設置したいと思っております。</p>
	<p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号26号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、平成3年に会社設立、平成13年に羽生市 に本社を置いて産業・一般廃棄物収集運搬業等を営業し、現 在に至っています。今般、平成31年3月28日付け、第25号に て羽生市長の許可を受け、羽生市 地内において「一般廃棄物処理施設（木くず中間処理施設）」を 稼働することになりました。もともと本件申請地は当該施設の敷地 の一部として利用する計画となっており、本来は事務所・作業員詰 所の敷地及び車両搬入通路（トラックスケール置場）として利用し たかったのですが、なかなか地権者の承諾が得られなかったため、 やむを得ず、次善の策として、事務所およびトラックスケール置場 を敷地内の北側に配置し、かつ、作業員詰所の設置を断念し、現在 の土地利用にて稼働することにしました。そかしながら、直近にな って地権者の承諾が得られることになったため、今般申請するもの です。本件申請地を敷地に含めることによって、当初より計画して いた作業員詰所を配置することが可能となり、かつ、無理のない車 両の導線を確認することができ、車両通行の安全性と事故防止を図 ることができます。何卒よろしくお取り計らいのほどお願いします。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号27号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在電気工事士として、市内の電気工事会社に勤務し一般電気 工事のほか、太陽光発電施設の内電気関係の工事も担当しており、 将来における定年後の生活の糧として準備しておくことも必要かと 考え、再生可能代替エネルギーに着目し、太陽光発電による売電を 計画、将来に備えることといたしましたので、許可賜りたくよろし くお願い申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号28号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>

	<p>この度、国が進めている再生可能エネルギーについて、太陽光発電施設による売電による、収益を図り生活の安定を期するため、計画をいたしました。資金計画については、日本政策金融公庫から、融資条件を付し決定の通知を頂いておりますので、許可賜りたくお願い申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号29号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私、株式会社　　が、土地所有者から依頼されて、次の農地、　　の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。</p> <p>なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。 2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。 3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。 4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。 5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。 <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6番	<p>受付番号30号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請人は、譲渡人が現在は自ら耕作しているが、後継者不在のため農地を整理したいという事情がある。一方、申請地は太陽光発電に適した土地であり、CO2削減という社会的な要請もあり、この土地を</p>

	太陽光発電で有効活用していこうという意図である。なお、今回予定している発電量は49.5kwである。本案件にかかる土地については、立地面や周囲の環境面から太陽光発電事業を行うに適した環境であり、シミュレーションからも投資回収可能であることが推定されている。太陽光発電は売電価格が下がっており、農地以外の土地を活用した事業は、成立しなくなっている。
6番	受付番号31号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は定款にもあるように、事業目的として太陽光発電に関わる事業を行っている。CO2削減という社会的要請に応えるためにも、更に太陽光発電事業を拡大しようという意図である。別添のシミュレーション結果にあるように、十分な収益をあげ、投資回収の見込みも立っている。なお、今回予定している発電量は49.5kwである。
	本案件にかかる土地については、立地面や周囲の環境面から太陽光発電事業を行うに適した環境であり、シミュレーションからも投資回収可能であることが推定されている。太陽光発電は売電価格が下がっており、農地以外の土地を活用した事業は、成立しなくなっている。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
10番	太陽光の売買金額はいくらか。
事務局	7件あり、それぞれ1反当たり、266万円、302万円、302万円、271万円、241万円、272万円、228万円となっております。
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。

(議案第4号)	<p>続きまして、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律等により、羽生市長から意見を求められております。事務局である農政課農業政策係より説明しました後、各担当委員より調査結果の報告をいただきまして慎重なるご審議の程、よろしく願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4-1号「農業振興地域整備計画の変更について」</p>
	<p>につきまして、ご説明申し上げます。本案は、令和元年10月に受けました、農用地区域からの除外の申出6件につきまして、農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。「農用地区域からの除外」は、今後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地区域」、通称「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地区域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、4月に除外の手続きが終了となる予定です。農地転用の手続きは5月以降となる予定です。それでは、お手元の議案書の8ページから9ページの事案につきまして、順次概要を申し上げます。事案番号1番は 〃〃〃〃〃〃 の案件になります。1番の案件につきましては、事業用地の敷地拡張でございます。事業拡大に対応するための人員増加を図るため、隣接する宅地に新たな事務所を、そこから該当地に資材置場及び駐車場を確保するための手続きになります。事案番号2番は 〃〃〃〃〃〃 の案件になります。2番の案件につきましては、駐車場用地でございます。事業用地として利用を始めた当時、誤って該当地を含めた形で利用してしまっていたため、現状を是正するための手続きとなります。3番から4番の案件につきましては、 〃〃〃〃〃〃 の案件になります。3番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。今回除外する当該農地に新たに住宅及び駐車場を建てる計画となっております。それに伴い、実家の進入路がふさがれてしまうため、迂回して接道を確保します。4番の案件につきましては、地元業者の資材置き設営でございます。現在該当地北側の宅地や各現場に置いている資材置場を確保するため、事業者親族の所有する農地を利用する手続きとなります。続きまして、5番の案件につきましては、 〃〃〃〃〃〃 の案件になります。こちらの案件につきましては、事業用地の敷地拡張でございます。事業拡大に伴い、既存敷地が手狭になってしまったため、資材置場を拡張する手続きとなります。続きまして、6番の案件につきましては、 〃〃〃〃〃〃 の案件になります。こちらの案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでござい</p>

	<p>ます。該当地については、一部現況が宅地となっておりますが、土地改良事業による換地に伴い、地目が畑となっているもので、かつては宅地としての利用があったものです。以上が、農業振興地域からの除外の案件になります。また、本案につきましては「農業振興地域制度に関する羽生市運用方針」に規定する除外目的要件を満たしており、また、市の開発建築課、及び埼玉県加須農林振興センターとの事前相談を踏まえて提案しておりますことを申し添えます。続きまして、議案第4-2号につきまして、ご説明申し上げます。こちらは、既に協議した結果、除外の手続きが終了しているものですが、その後、事業計画者から計画の変更があったため、改めて内容について協議するものです。お手元の議案書の10ページの事案につきまして、概要を申し上げます。こちらは、当初、該当農地付近にある福祉施設のための㎡を駐車場用地として除外の申出をしたものですが、手続きを進めていく中で、施設の耐震診断により補強工事が必要となりました。除外の手続きを進めながらも対応を検討した結果、最終的に建て替えが必要という結論に至ったということです。そこで、利用者への影響を極力少なくするために、現在の施設に隣接し、除外の決定がなされている当該農地に施設を新設するため、今回の計画変更に至ったものであります。除外後の目的変更につきましては、農業委員をはじめとする関係機関のみなさまに再度の協議を行った後、問題点の指摘がなければ県へ連絡し、すぐに転用の申請へと進む予定でございます。それでは、慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
2番	<p>事案番号1番について調査報告をいたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>事業拡大に対応する人員増加の為、土地を探していた時期と隣地の所有者が土地の売却を検討していた時期が合致した為。近年、圏央道の開通により、埼玉県の倉庫の利便性が高まり、物流拠点として需要が多くなっています。特に圏央道と東北道の近辺に人気があり、弊社もお客様のからの問い合わせが多くなったため、事務所増築および追加人員の駐車場用地を拡大し、今後の事業拡大に対応しようと計画しています。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
事務局	<p>事案番号2番について調査報告をいたします。</p>

	<p>9番 大貫委員ですが、急遽欠席となりましたため、事務局で調査内容を大貫委員より確認しておりますので、報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>この度は、当該地が農業振興地域であることを失念しており、農振除外及び農地転用の申請が滞っておりました。当該地は、</p> <p>と の間で平成25年12月30日に土地賃貸借契約を締結し、当法人の運動場用地等の一部として使用しておりました。現在は、運動場用地には体育館</p> <p>が平成27年に建設され、当該地は植栽地の一部となっています。</p> <p>申請が滞った理由は、前述賃貸借契約を締結した当時の当法人担当者及び地権者の認識不足、失念によるもので、結果として埼玉県及び羽生市関係各所に多大なお手数をおかけする結果となりました。つきましては今回早急に現状を解決すべく、ここに申請をさせていただきます。なお、今後はこのような遺漏がないよう、関係法規等の手順に則り事業を実施して参りますことを申し添えさせていただきます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>事案番号3番について調査報告をいたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>私は、平成24年10月結婚し、上記アパートに借家しながら職場に通勤しておるサラリーマンです。結婚以来7年ほど経過し、これからいつまでも借家では不経済・不損失であるため、両親等に相談いたし、生家の南に分家住宅を建てて、両親支援致しながら、住宅を建築をしてはどうかということで大賛成を頂きましたので今回の申請に及んだ次第です。生家には、上記のほか農地は土地改良施工地区で一種農地で集団耕作地に位置しており、旧来の集落の中には、上記以外ありませんので選定した経緯です。</p>
10番	<p>事案番号4番について調査報告をいたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書</p>

	<p>類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>私は、生まれ育った羽生市 で、平成22年に開校エクステリアの設計・施工を行う を起業いたしました。起業後は、お蔭をもちまして業績も順調に伸びてきております。受注業務エリアも羽生市内から近隣の加須市・久喜市へと拡大し、ここ数年は、県内では、さいたま市や越谷市、茨城県では、古河市内から多くの業務を受注させて頂いております。現在、従業員3名と協力会社との連携の下に日々忙しく業務を行っております。受注業務の拡大とともに、実家の敷地内では、スペースの制約もあり、従業員の駐車スペースや資材の仮置きや建設重機の駐車場棟も不足してまいりました。このことから、各現場での仮置きや協力会社等の敷地に一時置場としてお願いしてある状況もありますが、他方、朝、資材の積み込み時には、車を移動させながらの積み込みを行う等、従業員に苦勞をかけさせている状況もあります。このことから、これまで実家の両親に相談してまいりました。この度、実家で所有する申請地を借り受けることについて了承を得ることができましたことから、今回の申請に至った次第です。申請地の利用計画としましては、従業員の駐車場（3台分）、社用車の駐車場（3台分）の確保と油圧ショベル等の駐機場（2台分）、そして、メーカーからのエクステリア部材やフェンスの基礎石などコンクリート2次製品の搬入に伴う資材置場の設置、さらに、現場で使用する砂、再生骨材、砂利等の一時堆積場と現場で発生する使用済み廃棄物の置場（コンテナ）を設置するものです。その他、特に外構工事では、工事時に発生する掘削土について、その処分も受注内容に含まれることが多いため、必要な土砂置場を設けるものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1番	<p>事案番号5番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>申請地の南で総合土木請負業を営んでおります。当社は、平成28年5月より、商号、目的を変更し、土木・舗装工事請負業を営んでおるところです。以前は個人事業にて経営しており、土木事業には経験豊</p>

	<p>富であります。おかげさまで、平成29年に建設業知事登録の許可を頂き、現在地元企業より下請けとして別紙経歴の工事を完成しております。今年より地元羽生市さんより元請けとして事業を受注しております。上記申請地は を もって隣接地 を5条許可を頂き、使用中であります。受注量の増大に伴い、既存敷地が狭隘になってしまったため、拡張するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
3番	<p>事案番号6番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>私は、羽生市 に所在する に勤務する 62歳になる者です。現在は下記の住所に居住しておりますが、現在の居住地は母と弟が所有する土地であり、私が所有する土地はありません。この際、新居を建築しようと考えており、私が生まれ育った土地である本件申請地を住宅の敷地として利用したく、今般、申請するものです。本件申請地は、土地改良事業により換地された土地で、 については、登記地目は畑となっておりますが、以前は私が居住していた住宅の敷地の一部となっていたものです。また、本件申請地は、土地改良事業により建築基準法上の道路に接していないことになってしまっており、これを解消するため、 の土地の一部を通路敷として利用したく申請するものです。以上の事情をお汲み取りの上、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>事案番号1番について調査報告をいたします。</p> <p>9番 大貫委員ですが、急遽欠席となりましたため、事務局で調査内容を大貫委員より確認しておりますので、報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外後の目的変更事由について朗読いたします。</p> <p>当法人は、羽生市 におきまして障害者支援施設・福祉型障害</p>

見入所施設	(定員70名)、障害者支援施設
(定員80名) 同じく	(定員140名) の3施設を運営しております。(資料1及び資料2参照) また、
	に障害者支援施設
	(定員40名)、特別養護老人ホーム
	(定員120名※内ショートステイ20名)、羽生市内6ヶ所に障害
者共同生活援助施設 (定員計63名)、	におきまして保育園、
障害者通所支援施設等の社会福祉事業を運営しております。このた	
び、障害者支援施設	の移転先用地について、農業振興
地域内農用地区域からの除外手続きの申請をさせていただくもので	
す。	(鉄筋コンクリート造、一部軽量鉄骨建838.65
m ²) は昭和50年に、	(重量鉄筋造3階建840.71m ²) は昭和54
年にそれぞれ整備した施設です。東日本大震災等で各地に甚大な被	
害があったことを踏まえ、監督官所からの指示により平成25年度に	
施設の耐震診断を実施した結果、それぞれ建物に相応の耐震補強工	
事が必要であると診断され(資料3参照)、続いて設計事務所に耐震	
補強に掛かる概算費用の算出を依頼したところ、当該工事には約	
6500万円の費用が必要であることが判明いたしました。(資料4参照)	
しかしながら、当建物は建設後すでに40余年が経過していることか	
ら、相当の費用を掛けて耐震補強工事を施したとしても今後も更に	
多額の老朽改修費が見込まれるため、この機会に施設の全面改築を	
行い早急に施設入所者の安全を確保したいと考えております。障害	
者支援施設の設備基準については「障害者の日常生活及び社会生活	
を総合的に支援するための法律施行条例」により居室の必要面積や	
廊下幅などが細かく定められておりますが、ときわ寮は昭和50年当	
時の基準で整備されており、現行制度のそれには適っておらず「経	
過措置」の適用を受けています。もし、現在の施設の所在地に新た	
な建物を建築する場合、その間の利用者の住居として現行制度の基	
準に適った仮設施設を用意しなければなりません。現実的には非	
常に困難であります。よって、今回の申請地に現行制度に適った施	
設を新築し、竣工後、速やかに入居者を転居させたいと考えており	
ます。今回の申請地は既存の	の敷地から市道
	を挟んだ
東側に位置しており利用者の生活環境が殆ど変わらず、環境の変化	
に脆弱な特性を持つ知的障がい者に大きな影響を及ぼさないこと、	
平成24年に整備した多目的棟が引き続き利用できること、また、非	
常時 (事故、災害時等) にも、改築前と同様に隣接する法人内他施	
設	及び協定を締結している社会福祉法人
	と連携して対応することが可能であるという事です。ま

	<p>た、別添資料「耐震診断後の計画推移」に平成25年に実施した耐震診断後の耐震補強案、移築案等の計画の推移を示しましたが、本事業計画書2. (1)～(3)の理由から今回農振除外目的変更願を提出する次第です。有識者によりますと今後、関東圏域に大規模な地震が起こる可能性もあると言われていて、また、想定外の台風による災害も起きたばかりであることも考慮すると、本計画を早急に実行し、入所者の安全と併せて快適な生活環境を整備することが急務と考えますので、格別なるご高配を賜りたく宜しくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
5番	<p>事案番号2について違反していたとのことだが、悪意はあったのか。</p>
事務局	<p>悪意はなく、知らずに使用していたものです。</p>
5番	<p>事案番号6について違反していたとのことだが、悪意はあったのか。</p>
	<p>課税はどのようになっているのか。</p>
事務局	<p>悪意はなく、知らずに使用していたものです。課税については、宅地として課税されています。</p>
	<p>(発言なし)</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員でありますので、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更については、同意することに決定いたします。</p>
(議案第5号)	<p>続きまして、議案第5号 農地利用集積計画(案)について(埼玉</p>
(議案第6号)	<p>県農地中間管理機構分の賃借権設定)及び議案第6号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。ただし、議案26ページの番号19号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、裁決に際しましては、「平井委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号及び議案第6号 農地利用集積計画(案)について説明させていただきます。農地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考</p>

	<p>える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております。今回の議案事項となっております。それでは、議案第5号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画（案）となっております。こちらは、平成26年の4月より、農地中間管理事業が創設され、この事業の目的は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規模の拡大など、耕作し易い条件を目標にして、地域の担い手などへ貸し出しを行うものです。この農地中間管理機構を利用することで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業経営の拡大も図っていくようにするものです。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、最後は「地目」、「面積」と対象農地の情報となります。24ページをご覧ください。埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画（案）の合計が表の右下に記載されてございます。新規設定として173件、面積 田 355.534.11㎡ 畑 37,859㎡ 合計 393,393.11㎡となっております。引き続き 議案第6号についてご説明いたします。25ページをご覧ください。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に使用賃借権を設定する計画（案）となっております。表の見方は、議案第5号と一緒にとなります。26ページをご覧ください。使用賃借権を設定する計画（案）の合計が表の右下に記載されてございます。新規設定として12件、面積 田 19,048.45㎡ 畑 316㎡ 合計19,364.45㎡となっております。以上で、議案第5号及び議案第6号 農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。はじめに、議案第5号について、ご質疑、ご発言を願います。</p>
	<p>(発言なし)</p>
	<p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第5号 農地利用集積計画（案）については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員でありますので、議案第5号 農地利用集積計画（案）については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたいと</p>

	存じます。続きまして、議案第6号についてですが、こちらは、先
	ほど申し上げましたが、議事参与の制限等に該当することから、
	委員の退席をお願いします。
	(委員の退席)
	それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言をお願いします。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第6号 農地利用集積計画(案)に
	ついては、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、
	「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第6号 農地利用集積計画(案)に
	ついては、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたいと
	存じます。委員の入室をお願いします。
	(委員の入室)
(議案第7号)	続きまして、議案第7号 農用地利用配分計画(案)についてを議
	題といたします。当該利用配分計画(案)については、農地中間管
	理事業の推進に関する法律第19条に基づき、羽生市長から意見を
	求められております。ただし、番号45号から52号、57号から
	61号、130号から134号、145号、338号から341号
	については、農業委員会等に関する法律第24条の規定による議事
	参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、裁決に際しま
	しては、「委員、委員、委員、委員、委員」
	の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願い
	します。
事務局	議案第7号 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたしま
	す。この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する
	法律第19条により、配分計画を作成する場合は、「市は、農業委
	員会の意見を聞く」ということから、今回の案件となっております。
	27ページをご覧いただきたいと思えます。表の見方ですが、一番
	左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方として「賃借権
	の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地の情報で「賃借権
	の設定等を受ける土地」と続き、さらに右側が現在、賃借権の設定
	を受けている者として「左の土地について現に農地中間管理機構か
	ら賃借権の設定等を受けている者」となります。一番右側は、農地
	の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。
	「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に

	<p>対して、応募をされている方となっています。「賃借権の設定等を受ける土地」については、先ほどの議案第5号及び6号の農地利用集積計画（案）で中間管理機構へ利用権の設定を行っている農地やすでに中間管理機構が借り受けている農地となっています。今後の流れですが、この配分計画（案）について、市に意見を報告し、市から中間管理機構へ回答されます。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が40日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、3月31日には賃借権等が設定される予定となっております。以上で、議案第7号 農用地利用配分計画（案）についての説明を終了させていただきます。</p>
議 長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。なお、先ほど申し上げましたが、議事参与の制限等に該当することから、「 委員、委員、 委員、 委員」の退席をお願いします。</p> <p>（委員の退席）</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第7号 農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、農用地利用配分計画（案）については、同意することに決定いたします。委員の入室をお願いします。</p> <p>（委員の入室）</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり駐車場敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行なうものです。市街化区域内農地の転用</p>

	<p>については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員さまの調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり店舗及び駐車場敷として1件、住宅敷として2件、福祉施設敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意解約でございますが、33件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項4 農地の改良に係る届出書の確認についてでございますが、これは、農地改良面積1000㎡未満で工事期間が一カ月以内などの農地改良は、県知事許可ではなく、農業委員会への届出を行うものとなっているものです。ご覧のとおり1件ございました。農地改良における届出ではありますが、違反転用の監視ということで、地域の担当委員様へ調査をお願いし、確認をしていただいておりますので、受付番号544号につきまして、地区担当の川島委員様よりご報告のほどよろしく願いいたします。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました12月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が8件、4条が1件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく申し上げます。以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。</p> <p>続きまして、</p> <p>① 2月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 農地相談会について</p> <p>③ 源泉徴収票について</p> <p>④ 農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイトについて</p> <p>⑤ 懇親会の決算報告について</p> <p>⑥ 北埼玉地区農業委員会協議会研修会について</p> <p>⑦ 農業委員会県外視察研修について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、
ここに署名する。

令和2年 1月 24日

会 長

署名委員

署名委員
